

2021年9月29日

旧姓による預金口座取引の取扱い開始

～すべての人が働きやすい環境の整備に向けて～

株式会社千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、本日より、旧姓による預金口座取引のお取扱いを開始いたしました。

本取組みは、預金口座取引における婚姻後の旧姓継続使用のご要望にお応えし、すべての人が働きやすい環境を整備するものです。

当行は、地域社会に対する責務として社会・環境問題をはじめとするサステナビリティへ適切に対応することとし、「地域の成長を支える人材の育成に取り組むとともに、一人一人の働きがいと経済的な質の向上に取り組むこと」をサステナビリティ重点項目の一つに掲げております。

これからも社会・環境問題の解決に資するさまざまな取組みを展開してまいります。

記

1. 取扱開始日

2021年9月29日（水）

2. 対象となるお取引

普通預金（振込指定口座（注1））、定期預金、積立式定期預金、貯蓄預金、通知預金、キャッシュカード発行、ATM取引、ちば興銀ダイレクト（注2）

（注1）旧姓でのお振込に限ります。

（注2）対象とならないお取引の契約がある場合はご対応いたしかねます。

対象とならないお取引は別添「旧姓使用口座に関するご案内」をご覧ください。

3. ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。

運転免許証、個人番号カード、住民票

※本人確認書類の旧姓併記は、お住いの市区町村への申請が必要となります。

4. 受付場所

当行本支店

旧姓使用口座に関するご案内

旧姓（旧氏）を使用して預金口座を利用するにあたり、下記の事項について、ご利用上の制限および必要なお手続きがございます。あらかじめお含みおきのほどお願い申し上げます。

(1)	ご本人様の確認が必要な手続においては、使用している旧姓が併記された本人確認書類をご提示いただく必要があります。
(2)	旧姓使用口座において、非対応取引（ご利用いただけない商品・サービス）があります（注）。今後、非対応取引の利用を希望される場合は、戸籍上の本名への名義変更等、お手続きをしていただく必要があります。
(3)	戸籍上の本名に変更があった場合（口座名義の変更が無い場合を含む）、当行にお届けいただく必要があります。
(4)	当行からの郵便物は、旧姓の口座名義にて送付されます。住所の末尾に「〇〇（本名）様方」と記入していただくなど、郵便物がお手元に届くようにしていただく必要があります。
(5)	当行において他店で口座利用する場合、同一名義（旧姓使用口座）に統一していただく必要があります。

（注）旧姓を使用する場合にご利用いただけない商品・サービス

預金	普通預金（年金受取口座指定）、当座預金、マル優・マル特、教育資金贈与専用預金、結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金、等
リスク商品	投資信託、保険、債券（国債等公共債）、外貨普通預金、外貨定期預金、等
融資	ローンを含む融資全般
各種サービス	でんさい、信託、クレジットカード、外国仕向送金、等

以上